

# 競技会場におけるICT利活用に関する 実証実験の情報提供依頼書

# 1.概要

項目	内容
1.件名	競技会場におけるICT利活用に関する実証実験の情報提供依頼
2.情報提供依頼書の位置づけ	本依頼書は、総務省が発注した「平成30年度 競技会場におけるICT利活用に関する調査研究」の受託者であるデロイトトーマツ コンサルティング 合同会社が実証事業に係る委託先を検討するために必要な情報を収集する情報提供依頼（以下、「本RFI」と称する）である。
3.提供依頼の背景目的	2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される各競技会場においては、多数の外国人来訪者や障がい者（以下、「外国人来訪者等」と称する）が来場することが想定される。 誰もが安心・安全に観戦を楽しむことができる環境を整えるためには、これらの外国人来訪者等も含め、災害発生等の緊急時には正確に災害情報を伝え、適切な避難誘導を行うことができるようにすることが求められる。 このため、競技会場においてICTを利活用することにより、外国人来訪者等にも配慮した災害情報の伝達や避難誘導を可能とする仕組みの実証・効果測定を実施する。
4.提供依頼の範囲	本RFIの範囲は、競技会場での緊急時におけるICT利活用にあたっての技術・運用面での課題抽出と対応策の検討に資する実証実験案とする。 ① ICTを用いた災害情報の伝達、避難誘導を可能とする仕組みの実証 ② 実証実験効果の測定
5.今後のスケジュール	本RFI 平成30年6月1日～6月15日 18時（提出締め切り） RFP（提案依頼書） 平成30年7月上旬～中旬（予定） 結果公表 平成30年7月下旬（予定）
6.実施期間	平成30年8月上旬～12月28日

## 2.情報提供における前提条件、成果物等

資料の作成に当たっては、次の各項に記載する事項に留意し作成すること。

項目	内容
1. モニター対象者	構築したICT利活用モデルについて、モニター等による実証を踏まえた効果測定を行うために、モニター対象者を200名程度を確保すること。実証内容に即して、以下の多様な属性を考慮し、提案すること。 属性:外国人 3カ国以上、視覚障がい・聴覚障がい・車いす使用者、その他年代、性別等
2. 会場	原則として、2019年ラグビーワールドカップまたは2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場で行うこと。複数の会場で実施する場合は、競技会場や地域の特性等を踏まえた多様な会場を選定すること。なお、提案会場については、会場側に実証実験としての利用内諾を得ていること、もしくは、内諾見込みの会場に限る。
3. 実証実験回数	実証実験が滞りなくかつ効果的に実施可能となる回数を提案すること。(1会場あたり複数回可能)
4. 活用ICT	本書の目的を実現するために、有効と思われる具体的なICTを提案すること。 なお、活用するICTについては、競技会場の特徴等に応じた多様なものとし、競技会場の既存設備の有効活用を図ることを妨げないものとする。
5. 実施期間	平成30年8月上旬～12月28日
6. 災害想定	主に、地震、火災
7. その他前提条件	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 迅速な情報提供を行うため、必要に応じLアラート等の外部の情報提供基盤との連携を図るほか、災害発生等の緊急時には、来場者のスマートフォン等からインターネット接続ができなくなることも考えられるため、様々な状況を想定した検証を行うこと。</li><li>■ 実証の内容は、準天頂衛星システムなど屋内外測位技術に係る最新の動向や政府等によるプロジェクトを可能な限り踏まえたものとする。特に、屋内電子地図を作成する場合には、原則として国土地理院の「階層別屋内地理空間情報データ仕様書(案)」「屋内3次元地図データ仕様書(案)」の最新版に準拠することとし、作成した地図はG空間情報センターで公開することを原則とすること</li><li>■ 必要に応じ、消防庁の「外国人来訪者等が利用する施設における災害情報の伝達・避難誘導に関するガイドライン」、国土交通省の「歩行空間ネットワークデータ仕様」、総務省の「公衆無線LANセキュリティ分科会」(主査:後藤厚宏 情報セキュリティ大学院大学 学長)報告書を参考とすること。また、実施する競技会場が所在する地域を管轄する消防本部及び市町村の防災部局とよく相談・連携し、必要な助言を受けること。</li></ul>
8. 成果物	事業終了時に実施報告書を提出
9. 備考	複数の利活用モデルを提案する場合には、それぞれの利活用モデルごとに提案すること。

### 3.情報提供に求める依頼事項

資料の作成に当たっては、次の①～⑫に記載する事項を踏まえて提案すること。なお、可能な限り具体的な内容を明記すること。

- ① 提案にあたっての前提事項
- ② 実証実験会場と選定理由
- ③ 活用予定のICTと技術仕様等
- ④ 実証環境およびリスク等
- ⑤ モニター確保の具体的手法と見込み
- ⑥ 実証効果測定 of 具体的手法
- ⑦ 実施スケジュール
- ⑧ 事業推進体制(協力企業含む)
- ⑨ 実証実験時の体制(連携が必要な関係者含む 例:防災センター等)
- ⑩ 概算見積もり
- ⑪ 実施報告書(項目レベル)
- ⑫ その他、実証実験に必要と考えられる事項

### 4.情報等の取り扱い

本RFIIにおいて、提供を受けた情報、資料は次のとおり取り扱うものとする。

- 本RFIIは、今後の調達に係る契約に対する意図や意味を持つものではない
- 提供を受けた資料は、それをもって将来の調達を約束するものではない
- 提供を受けた資料に対し、質問、詳細ヒアリング、追加の資料等の提供を依頼する場合がある
- 資料等の提供実施に要した費用は、全て見積り実施者の負担とする
- 提供を受けた資料等は、返却しない
- 提供を受けた資料等については、今後作成するRFP(提案依頼書)に反映する場合があるため、機密性が高い情報を含む場合は、該当箇所にその旨を記載すること
- 提供を受けた資料等については、当該目的のために利用し、情報提供者に断りなく、総務省所管課を含む関係者以外には提供しない

## 5.本RFIに関する質問

次の各項に記載する事項を踏まえて提案すること。

項目	内容
1.質問方法	サイト上の質問表を参考に、下記6. に記載する提出先にE-Mail にて問い合わせることとし、件名については「RFIに関する質問」とすること
2.質問受付期間	平成30年6月1日～6月8日

## 6.資料の提出方法および提出先

次の各項に記載する事項を踏まえて提案すること。

項目	内容
1.資料の形式	資料については、日本工業規格A列4番(又はA列3番)で日本語により作成の上、下記3. に記載する提出先に提出社名又は機関等の名称、担当者氏名、担当者連絡先を明記の上、メールにて提出すること。 なお、電子媒体によるファイル形式は「Microsoft Word 2010」、「Microsoft Excel2010」、「Microsoft Power Point 2010」(カタログ等を添付する場合は、PDF 形式による提出も可)で読み込み可能なファイル形式で作成すること。
2.提出期限	平成30年6月15日 18時
3.提出先	デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社 競技会場におけるICT利活用に関する調査担当 Email: stadium_innovation@tohmatu.co.jp

## 7.照会先

デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社 競技会場におけるICT利活用に関する調査担当 担当者:大島、松木

Tel 大島(080-4613-5265)、松木(080-9880-0388)

E-mail : stadium\_innovation@tohmatu.co.jp

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。



IS 669126 / ISO 27001